

こんな時はどうするの？ 子ども医療費の請求

子ども医療費助成は、病気やけがなどの際、外来受診分で保険が適用される分は、健康保険証と受給者証があれば支払いが不要な「現物給付」となります。しかし、支払った後で子ども課へ請求する「償還払い」の場合は、子ども医療費の請求の前に加入している健康保険に手続きが必要な場合があります。

1. 入院など高額な医療費がかかったとき

高額療養費の限度額を超える額の保険診療自己負担を支払った。

加入健康保険での高額療養費の手続きをする。

給付決定通知書の到着後、子ども医療費の助成申請。

2. 治療用装具※をつくったとき

医師が必要と認めた保険適用になる治療用装具をつくった。

加入健康保険での療養費払いの手続きをする。

給付決定通知書の到着後、子ども医療費の助成申請。

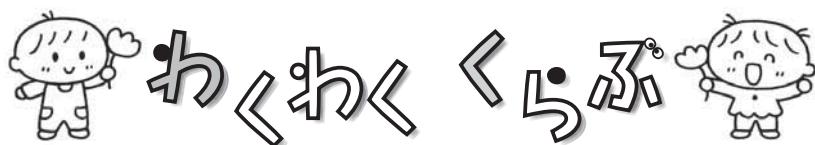
※コルセット、膝サポーター、治療用眼鏡(9歳未満の子どもの「弱視」「斜視」「先天性白内障術後の屈折矯正」の治療用の眼鏡)など

3. 附加給付のある健康保険に加入しているとき

健康保険組合や共済組合によっては、保険診療の自己負担額が一定以上になると附加給付金として支給になるものがあります。この場合は、助成金から附加給付金の額を差し引くことになり、附加給付金決定通知書が必要になります。

附加給付金制度についてはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

詳しい手続きの方法につきましては、加入している健康保険または子ども課へお問い合わせください



- 時間…午前 10 時～ 11 時 30 分
- 場所…町公民館(健康管理センターとなり)

クラス	12 月	1 月
 りすクラス 1 歳	火 4 日 造形あそび(クリスマス飾ろう) 11 日 クリスマス会 (プレゼント交換ゲーム)	8 日 造形あそび(たこを作ろう)
 ひよこクラス 0 歳	水 5 日 クリスマスカード作り マラカス製作 12 日 クリスマス会 ビンゴゲーム・クリスマスの歌	9 日 お正月遊び(ふくわらい) フリートーク(お正月)
 ぞうクラス 2 歳以上	金 7 日 作ってあそび(オーナメント作り) 14 日 クリスマス会(3びきのこぶた)	11 日 シアター

- 就園前の乳幼児とその保護者(町内在住)が対象(年会費 500 円)。1 日体験もできます。
- 誕生会…りす・ぞうクラスとも 12 月生まれさんは、1 月に合同で行います。
- りす、ぞうクラスは毎回お道具セット(のり・はさみ・クレヨン・セロテープ)を持参してください。
- ★クリスマス会の申し込み…りす⇒4 日まで、ぞう⇒7 日まで、ひよこ⇒5 日まで。開催日以外は子ども課で受け付けます(電話可)。
- ※りす、ぞうクラスは交換用のプレゼント(300 円相当)を忘れず持参してください(ひよこクラスは不要)。